

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第201号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年10月17日 07時45分ごろ
発生場所	香川県高松市庵治港西方沖 庵治港一文字防波堤北灯台から真方位271°2,250m付近 (概位 北緯34°23.1′ 東経134°05.9′)
事故等調査の経過	平成25年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一百十六鳳生丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	134369、鳳生汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、軽荷状態で船首約2.4m、船尾約4.8mの喫水により、高松市久通港へ向かい、屋島湾において、船長が船橋で手動操舵により、操船に当たり、船首に3人及び船尾に2人を配置し、代理店の水路情報に従い、速力を約2ノットとして高松市屋島長崎ノ鼻北端沖のポールに接近し、針路126°（真方位、以下同じ。）の船首目標である屋島マリーナに向けようとして右回頭中、周囲のいけすに気を取られて旋回径が大きくなっていったところ、平成25年10月17日07時45分ごろ長崎ノ鼻東方沖の浅所に乗り揚げた。 本船は、近くにいた僚船に引かれて離礁した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、約40年間の乗船経験があったが、屋島湾の通航は初めてであった。 船舶所有者は、積み地が庵治港であると思っていたが、船長と代理店とで調整して船長が判断することとしていた。 代理店の水路情報によれば、屋島湾には浅瀬及びいけすがあるので、長崎ノ鼻北端沖のポール近くを通航後、屋島マリーナを船首目標にして126°の針路で航行し、軽荷状態での入港は微速で航行するように記載されていた。
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし          本船は、庵治港西方沖を航行中、浅所及びいけすによって狭められた屋島湾の水路で右回頭する際、船長が周囲のいけすに注意を向けていたことから、旋回径が大きくなって浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、庵治港西方沖を航行中、浅所及びいけすによって狭められた屋島湾の水路で右回頭する際、船長が周囲のいけすに注意を向けていたため、旋回径が大きくなって浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船長は、本事故後、危険な水域には入航しないことにした。          今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、喫水並びに航行海域の水深及び潮汐を調査し、航行の安全を確保すること。</li> </ul>